



自立できる 自治体づくりに向けて 市町村合併

市町村合併を支援する法律「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の有効期限（平成十七年三月三十一日）まであと二年余りとなり、千二百を超える市町村が法定協議会または任意協議会を設置し、研究会等を含めると全国の八割以上の市町村が合併を検討しています（平成十四年十月一日現在）。

市町村合併検討の必要性

地方分権の推進
自己決定・自己責任を原則として、主体的なまちづくりを進めることができる体制を整備する必要があります。

少子高齢化社会の到来
本格的な少子高齢化社会が要請する行政需要（福祉サービスの充実や学区の見直し等）に対応できる人的・財政的基盤を整備する必要があります。

ります。

日常生活圏の広域化
広域化する日常生活圏と行政区域の違いによる不都合（非効率な施設建設や不備な施設利用等）を解消する必要があります。

財政事情の悪化
税収の落ち込みが続く中、単独市町村として運営した場合の財政的見通しを検討する必要があります。

住民の期待に応え、より質の高い行政サービスを提供していくためには、ある程度の規模が必要との考えから行政手法の一つとして市町村合併が検討されています。

市町村合併の目的

市町村合併の目的は、大きく次の二つです。
行政改革を目的とする合併

経費削減・二重投資の回避など財政を中心とした行政運営の効率化を狙った合併です。
広域的まちづくりを目的とする合併

地域間競争に負けない規模と個性をもつ都市計画を目的とした合併です。
いずれの場合でも合併の真の目的は、十年後、十五年後に自ら決めたことを自らの財源で実施できる「自立した自治体」を建設することにあります。

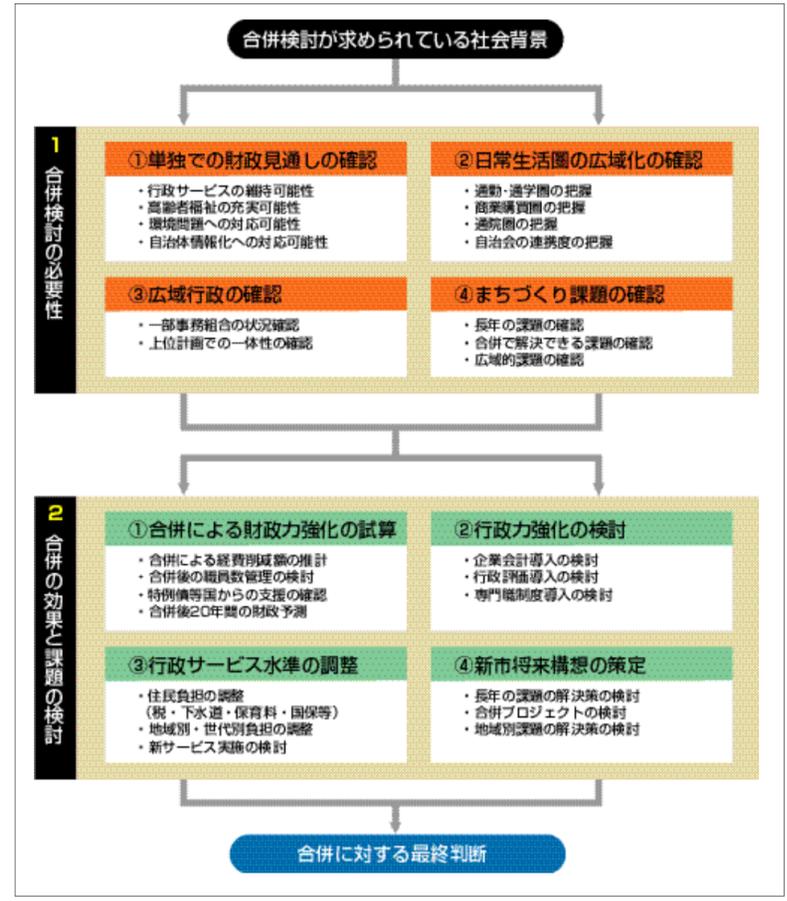
合併の支援制度の概要

合併特例法による支援制度の概要は、次の通りです。
合併算定替（十一条）
合併後十年間間の地方交付税は、合併前の市町村が存続したものと見做したと見做し、十一年度から算定したと見做し、十一年度から

過去10年間の市町村合併事例

1992. 4.1	盛岡市	盛岡市、都南村
93. 7.1	飯田市（長野県）	飯田市、上郷町
94.11.1	ひたちなか市（茨城県）	勝田市、那珂湊市
95. 9.1	鹿嶋市（茨城県）	鹿嶋町、大野村
9.1	あきる野市（東京都）	秋川市、五日市町
99. 4.1	篠山市（兵庫県）	篠山町、西紀市、丹南町、今田町
2001. 1.1	新潟市	新潟市、黒埼町
1.21	西東京市（東京都）	田無市、保谷市
4.1	潮来市（茨城県）	潮来町、牛堀町
5.1	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市
11.15	大船渡市（岩手県）	大船渡市、三陸町
2002. 4.1	さぬき市（香川県）	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町
4.1	久米島町（沖縄県）	中里村、具志川村

合併検討手順の全体図



村の議員全員が引き続き在任できません。
地方税の課税免除または不均一課税（十条）
合併直後の均一課税が住民負担の公平を欠く場合、合併後の五年間、対象となる地方税を課税しないこと、または不均一課税が認められます。
市となる要件の特例（五条）

人口要件は、「四万人以上」、特に平成十六年三月三十一日までに合併が行われる場合に限って、「三万人以上」に緩和されています。
市町村合併を検討する手順
西東京市（二〇〇一年一月旧田無市・旧保谷市の合併により誕生）の事例を参考に、市町村合併を検討す

る手順を紹介します。（左図参照）
なお、詳細なプロセスはモデルケースのページ（14～19ページ）で説明します。
合併検討は、「合併検討の必要性の検討」と「合併の効果と課題の検討」の二段階に分かれます。

(1) 合併検討の必要性

財政、日常生活、広域行政、まちづくりの四つの検討項目に分かれます。
この検討は、望ましい合併の検討にも直結しています。
(2) 合併の効果と課題の検討
合併検討の必要性が確認できた場合、合併後の姿を行政力とまちづくりの両面から検討します。

行政力強化の検討では専門家としての「行政のリーダーシップ」が、まちづくりの検討では住民生活に直結する問題として、「住民参加」が重要になります。
合併検討の留意点と対応策
このような手順で合併検討を進める際、留意すべき点は次の通りです。
住民参加の必要性
合併検討全般を通じて、行政からの情報公開と住民による検討が重要ですが、特に「新市将来構想の策定」には住民参加が欠かせないと考えられます。住民意見の反映と住民監視のしくみにより、合併に対する懸念事項である特定地域に偏った開発計画や利便性における地域間格差を防ぐことができます。また、合併検討を通じて「二十一世紀のまちづくり」と称される「住民参加によるまちづくり」が試行されるメリットもあります。

財源裏付けのある計画の策定
従来の総合計画にみられる総花的な計画ではなく、住民ニーズにより絞り込んだ、財源的にも実施可能な事業を検討することで、合併後の姿がイメージしやすい計画を作る必要があります。それには、財政検討とまちづくり検討を一体化して、財政的裏付けのあるまちづくり計画が有効です。

Focus 政策・制度

市町村合併のモデルケース

東京都
西東京市

行政が提案し住民が決定した
住民参加による市町村合併

「一人ひとりが輝くまち」

西東京市



西東京市田無本庁舎



西東京市保谷本庁舎

西東京市は、平成十三年一月に旧田無市と旧保谷市が合併して誕生した都市です。東京都の西北部、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、東西四・八キロ、南北五・六キロ、人口約十八万人の都市です。従来の多くの市町村合併が、市制施行や中核市への昇格あるいは国家プロジェクトの受入などを目的としていたのに対し、西東京市のケースはどれにも該当せず、「行政

財政基盤強化のための究極の行政改革」を目標とする新しいタイプの合併を目指しました。また、合併検討の柱ともいえる合併後のまちづくり案「新市将来構想」を住民合意により作り上げた後、数多くの住民説明会を通じて理解を求め、最終的には事実上の住民投票（投票方式による市民意向調査）により合併を決定しました。住民の期待度に基づいて絞

り込まれ、行政による財政面からの実現可能チェックを受けた「合併プロジェクト」は、合併公約とも呼ばれています。このような試みが、平成時代の新しい合併検討方法のモデルケースとして評価されています。ここでは、西東京市合併検討における特徴ならびに課題と対応策について検証します。

1 21世紀に住民合意で誕生した西東京市

田無市・保谷市の合併問題は、保谷が田無の三分の二を取り囲む特殊な地形に由来し、昭和四十年には言

併協議会を設置し協議されましたが法改正により単独での市制施行が可能となったため、合併に至りませんでした。その後、平成五年の市長選で両市の市長が合併を公約に掲げて当選し、双方の市において本格的な議論が開始されました。平成九年には合併協議会設置を旨とする決議が

可決、翌平成十年二月に任意協議会が設置されました。その後三年間、新市のまちづくりについて行政と住民が話し合い、その成果である「新市建設計画」を住民に示すとともに、市民意向調査によって合併賛成の意向が確認されました。三年に及ぶ合併検討の歩みは、「合併検討の推移

表」をご覧ください。この合併検討には、次のような三つの特徴があります。特徴1 行政提案が検討の契機になった合併 両首長の合併公約が合併協議の契

合併検討の推移表

年代	できごと	説明
平成9年	9月 保谷市議会で合併協議会設置を旨とする決議可決 11月 田無市議会で合併協議会設置を旨とする決議可決 12月 田無市・保谷市合併協議会(任意)設立準備会設置	協議
平成10年	2月 田無市・保谷市合併推進協議会(任意協議会)設置(2/18) 4月 合併推進協議会事務局を田無市に設置 7月 新市将来構想策定委員会を設置 12月 田無・保谷21世紀フォーラムを開催(～3月)	任意協議会 新市将来構想策定委員会 21世紀フォーラム 市田によるまちづくり構想の作成 市民懇話会 新市将来構想
平成11年	3月 新市将来構想中間まとめ集約 4月 合併推進協議会ホームページ開設 5月 新市将来構想中間まとめ市民説明会開催 7月 新市将来構想策定 8月 合併推進協議会第12回会議で法定協議会移行を議決 9月 両市議会定例会で法定合併協議会設置を議決 10月 田無市・保谷市合併協議会(法定協議会)を設置(10/11) 11月 第2回会議で合併目標日を「平成13年1月」に設定 12月 新市名公募を開始(～12月) 新市名候補選定小委員会を設置(市町代表委員10名で構成)	法定協議会 新市名の公募・選定・検討 市民意向の調査・検討 新市建設計画の協議 新市建設計画の協議 市民意向の調査・検討
平成12年	2月 市民意向調査の骨子を議決 新市名候補選定小委員会が選定結果を報告(7グループ10候補) 3月 新市名候補を6候補に絞り込み(協議会委員の無記名投票) 4月 住民投票条例制定を協議。両市議会で可決(4/19) 5月 新市建設計画を議決。主要協議を終了 6月 市民意向調査制度詳細を決定 7月 投票準備オープンマン市民公募。決定 市民説明会市内各所(24カ所)で開催(7/2～26) 8月 投票方式による市民意向調査実施(7/30)(両市で「賛成」多数。「西東京市」が最多得票) 第1回百回会議にて正式な合併期日と新市の名称を協議。すべての協議を終了(8/3) 合併協定調印式を挙行(8/10) 両市議会臨時会において両市合併関連議案を可決(8/11) 東京都知事に合併申請書を提出(8/16) 両市議会臨時会において両市合併関係補正予算を可決(8/22) 10月 東京都議会9月定例会で両市合併関連議案を可決(10/4) 東京都知事が両市の視察分会の処分決定。自治省に届出(10/6) 11月 官報に自治省告示<第250号>(11/17) 12月 両市議会定例会で町名の変更について議決。都知事へ届け出	市民意向調査 合併協定調印 合併議決 合併申請 自治省告示
平成13年	1月 田無市閉市式(1/14) 町名変更について東京都告示(1/15) 保谷市閉市式(1/18) 新市発足。開庁式(1/21) 2月 初議会(2/1～) 市長選挙(2/18) 3月 市議会3月定例会 4月 新組織体制へ移行	新市誕生

経費削減効果の年度別推計表

項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
1 一般職人件費	-261	-437	-616	-803	-1,140	-1,274	-1,599	-2,140	-2,518	-2,805	-13,593
2 特別職人件費	-88	-88	-88	-88	-88	-88	-88	-88	-88	-88	-880
3 市議会議員報酬	0	-12	-74	-74	-74	-84	-133	-133	-133	-133	-850
4 事務経費	-241	-201	-179	-121	-121	-103	-63	-5	-5	53	-986
5 消防事務事業	-263	-263	-263	-263	-263	-263	-263	-263	-263	-263	-2,630
合併効果による財源	-853	-1,001	-1,220	-1,349	-1,688	-1,812	-2,146	-2,629	-3,007	-3,236	-18,939

(単位：百万円)

合併効果の説明や、住民負担の調整、および、合併により実施すべきプロジェクトの検証する際に非常に役に立ちました。

課題とその解決策²

住民参加にはどのような方法があり、いつ実施すべきか

代表的な住民参加方法は、アンケート調査・住民説明会・フォーラム等ですが、この合併検討では検討時期に応じて、次のような住民参加方法を実施しています。

(1) 合併検討の初期段階
ワークショップに関するアンケート調査

現状でのまちづくりに関する「誇り」と「課題」を集約し、合併後のまちづくり案に活用するものです。

住民代表による新市将来構想策定

住民代表によるゼロからの検討であったため、新市の理念やまちづくりの柱の検討に時間がかかり効率的ではない反面、住民自ら考え出した言葉で新市将来構想が策定されました。しかし、代表者の選定は協議会の指名であったため、住民が自由に参加できる場を提供して欲しいとの声もあがりました。

ワークショップの開催

住民が自由に参加できる合併協議の場として、ワークショップを四回

開催しました。検討内容は、合併に対する期待や不安、都市計画道路の建設などの地域固有問題、介護保険などの当時ホットであった問題などです。参加者全員に意見を発表する機会を保障するため、小さな紙に意見を記入する方法を採用しました。自由参加のワークショップ形式は、反対者集会と化す恐れがあるとの反対意見も強く、最終的には首長判断により開催が決定されたのですが、大きな混乱もなく、住民の間で合併が話し合われるきっかけになったと考えられています。

(2) 新市将来構想策定以降
首長が出席する住民説明会の開催

住民代表により策定された新市将来構想に基づいて、住民説明会が開催されました。ビデオによる誤りのないわかりやすい説明を行った後、直接首長が住民の質問に対して答える方式が採用されました。

出張説明会の開催

説明を求める住民に対して、小規模の説明会が多数開催されました。合併事務担当者が説明に向くことや、駅前で説明パンフレットを配ることもしばしばありました。

市民意向調査の実施

既に「特徴3」で記載し



市民意向調査の用紙

Focus 政策・制度

ワークショップ



機となったことは一方で、「行政主導合併反対」との強い反対運動を呼び起す結果ともなりました。これに対し、首長自ら、行政にも地域経営の提案権はある。行政手法の一つとして合併を提案したもので、住民の皆さんと一緒に考えていきたい」と回答されました。行政状況について最も情報を持つ行政のプロが将来の行政運営に関して合併を提案し、住民との協議の場が与えられ、議会もしくは住民が直接的に最終決定権を持つのであれば、「行政主導の合併協議」ではなく、「行政リーダーシップの合併協議」と考えられます。行政運営に関して情報公開を行わず、合併に関する住民の声を待つだけでは、「行政の怠慢」と批判されても仕方ないかもしれません。

特徴2 合併の目的は究極の行政改革

「合併して市になろう」「つくば市・篠山市」合併により国際港湾都市になろう(ひたちなか市)といった合併検討の求心力となりえる共通目的がつかみにかかった点も特徴の一つです。合併後に人口規模が同程度である近隣の三鷹市や武蔵野市の強い個性に漠然とあこがれながら、「個性(顔)」を持つ地域になろう。そのためには合併による行政改革が不可欠だ」との思いにいたるの

特徴3 事実上の住民投票で、住民が決定した合併

合併効果には、行政改革として行政が努力し実行すべきこと(行政サイドの合併効果)と、それを手段として実現すべき新市のまちづくり計画(合併目的である住民サイドの合併効果)があります。住民サイドの合併効果である新市のまちづくり計画に対する賛否を問うという市民意向調査を実施し、田無・保谷共に合併賛成が反対を上回ったため合併したものです。条例の変更を伴う本来の住民投票ではありませんが、通常選挙と同様の投票形式を採用し、両市のどちらか一方で反対が賛成を上回れば合併は白紙に戻すとの事前

説明がなされたため、事実上の住民投票と考えられています。

これは、法定協議会移行時から、最終的には民意により合併を決定すべきだとの強い意見に込めるために実施されたものです。徹底した住民参加による合併議論がなされた後であったからこそ、多大な費用(約五千五百万円)をかけても意義のある民意の確認方法であったと評価されています。

さらに、市民意向調査には次のような特徴があります。

- ・合併の可否だけでなく、新市名も投票で決定したこと
- ・投票日現在十八歳以上の住民を投票資格者としたこと
- ・投票時間を午前七時から午後十時までにしたこと

3年間の合併検討での課題とその解決策

行政改革を目的とし、徹底した住民参加を検討方針とした合併検討における代表的な課題として、次の三つが挙げられます。同様の目的をもつ既存の合併事例がないため、いずれの課題に対しても、田無・保谷独自の解決策を生み出す必要がありました。

課題とその解決策¹

行政改革の証として経費削減をいかにして推計し実現するか

合併により期待できる行政改革とは何か、具体的な数字として住民に説明できるか、いかにして実現するか、この三つの課題に対し、次のような解決策が考えられました。

- ・行政の高度化は、専門職制度の導入や行政評価の実施等、民間企業における経営手法の導入を通じて、企業政策力および住民サービス力の向上を図る。
- ・議員や職員削減など人件費の削減を中心に経費削減額を推計し、財力の強化を定量的に把握する。
- ・二重投資の回避など効率的投資の実現による経費削減を検討する。
- ・経費削減効果の活用対象として、住民負担の調整や合併特例債の償還を検討する。
- ・職員は、原則、前年度退職者の三分の二補充を継続的に実施することと、十年間で二百人以上の職員数の削減を図る。
- ・経費削減効果は合併後徐々に現れるものであるから、年度別計画により管理する。

このように行政改革の中心を財政力強化ととらえ、削減できる経費額を実現可能な数字で把握したことが、



「はなバス」の運行



市長のこぼれ

西東京市長
保谷 高範 (ほうや こうはん)

平成13年1月の合併から、早いもので3年目を迎えます。この間、合併前に市民の皆様にお示した「新市建設計画」、いわゆる合併協約の着実な実行をめざし、市民の皆様が目に見える形で合併効果を感じていただきたいという強い思いのもと、まい進してまいりました。

具体的には新市建設計画の重点施策として位置付けられている事業を中心に、「コミュニティーバス（はなバス）の運行」や、新市のシンボリックな公園である「(仮称)合併記念公園の整備」として用地買収に着手し、さらには「地域情報化の推進」として図書館の本の予約・検索および公共施設の予約がインターネット上からできるシステムの導入など、さまざまな事業に着手してまいりました。また、一方では、政策形成過程に市民が参加する仕組みとしての市民参加条例の制定および環境を重視したまちづくりを進めるための環境基本条例の制定など、西東京市としての新たなまちづくりを展開するための仕組みも整備してまいりました。

合併は、新たなまちづくりを市民の皆様と一緒に進めるための一つの手段であって、目的ではありません。このことを念頭にすえ、今まで以上に市民の皆様のご期待に応えられるまちづくりを進めるとともに、合併先進市として注目をいただいている全国の自治体の皆様にも良き先例となるよう、努力してまいり所存であります。

Focus 政策・制度

住民負担の調整結果

住民にとって最も関心の高い合併後の住民負担に対して、合併検討段階で調整すべき問題と、合併直後は従来の方式を採用しながら数年かけて新市の方式を検討すべき問題に分け、その調整結果を具体的に示しています。

合併プロジェクトの実施計画

住民参加で決定した合併プロジェクトの実施計画を、実施時期・投資

金額まで具体的に示しています。これらは、合併によって初めて実現できるプロジェクトであり、単独市のままであれば困難な課題の解決方法と考へられます。

これらは、合併による削減経費と合併特例債を活用して実施可能か、緻密な財政シミュレーションに基づいて検討された後、新市建設計画における「合併協約」として住民に示され、合併の可否が問われました。

3 新市誕生後の状況

新市誕生後二年を経過した現在、合併検討を通じて住民と合意した四つの合併プロジェクトが、確実に実施されつつあります。その一つに、市内循環バス「はなバス」の運行があります。これは南北の公共交通の

利便性向上を目指したものです。他の三つのプロジェクトについても年度別実施計画が決定されています。合併可否の基礎資料である「新市建設計画」は、新市における羅針盤になっていきます。現段階で合併を評価することは時期尚早ですが、新市建設計画の実施状況が議会から厳しいチェックを受け、住民に公開されている限り、合併に対する住民の期待は実現されていくと期待されます。

た市民意向調査は、典型的な住民参加にあたりません。

(3) 全期間共通
合併協議会、新市将来構想策定委員会、ワークショップなどの合併検討について、提出された資料および

検討結果のすべてを合併協議会のホームページに掲載し、情報公開を徹底するとともに、市報や協議会便りを通じてその要約を全戸に配布しました。

住民参加の必要性やその実現方法

住民による合併可否の課題と解決策③

は、地域によって大きく異なります。地域の特性に合った独自の方法を検討する必要があります。

判断材料は何か
合併可否の基礎資料は新市建設計画であり、その代表的内容は次の二項目です。それらの実現可能性を説明するために、予算に基づく財政的な裏付けを示しています。

住民負担の調整結果表

項目	田無市	保谷市	新市
法人市民税			
均等割	田無市に事務所、事業所等を有する法人に課税	保谷市に事務所、事業所等を有する法人に課税	両市に事務所、事業所を別々に有する法人に対し、新市においては一法人扱いで課税
法人税制	資本金 1億円未満 12.3% 10億円未満 13.5% 10億円以上 14.7%	資本金 1億円未満 12.3% 10億円未満 14.7% 10億円以上 14.7%	田無市の例により調整する。
都市計画税	税率100分の0.26	税率100分の0.24 (H12.4.1施行)	保谷市の例により調整する。
国民健康保険料(税)	保険料率 所得割 5% 資産割 20% 被保険者均等割 15,000円 世帯別平等割 8,400円 限度額 47万円	保険料率 所得割 5.7% 資産割 18% 被保険者均等割 17,000円 世帯別平等割 5,340円 限度額 51万円	保険料率については、田無市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、適正な負担水準について検討を行い、これに基づき、平成14年度より新保険料率を設定するものとする。
下水道使用料	一般汚水下水道使用料 10m ² まで(基本料) 373円 20m ² まで(1m ² につき) 80円 50m ² まで(1m ² につき) 115円 100m ² まで(1m ² につき) 143円 200m ² まで(1m ² につき) 172円 500m ² まで(1m ² につき) 218円 1,000m ² まで(1m ² につき) 258円 1,000m ² 超(1m ² につき) 299円	一般汚水下水道使用料 10m ² まで(基本料) 520円 20m ² まで(1m ² につき) 83円 50m ² まで(1m ² につき) 129円 100m ² まで(1m ² につき) 145円 200m ² まで(1m ² につき) 175円 500m ² まで(1m ² につき) 225円 1,000m ² まで(1m ² につき) 265円 1,000m ² 超(1m ² につき) 320円	平成12年度および平成13年度に限り不均一とし、この間に料金統一の基本方針を定め、平成14年度より新料率を設定するものとする。
保育料	保育費用徴収基準 A階層(生活保護世帯) 徴収なし B階層(所得税・市税課税世帯) 徴収なし C階層(所得税非課税・市税課税世帯) 低い D階層(所得税課税世帯) 比較的高い	保育費用徴収基準 A階層(生活保護世帯) 徴収なし B階層(所得税・市税課税世帯) 徴収なし C階層(所得税非課税・市税課税世帯) 高い D階層(所得税課税世帯) 比較的低い	保育費用徴収基準 A階層(生活保護世帯) 課行 B階層(所得税・市税課税世帯) 課行 C階層(所得税非課税・市税課税世帯) 田無市 D階層(所得税課税世帯) 保谷市
学童クラブ			
育成料(平成13年度制度)	月額5,000円 2,500円(2人目以降)	月額5,000円 3,000円(2人目以降)	田無市の例により調整する。
間食費	間食費の徴収なし *1人当たり月額826円のおやつ代を市が負担。	月額1,500円を徴収 *1,500円を学童のおやつとしている。	田無市の例により調整する。

新市建設計画(平成14年度 実施計画)の予算表

施策名	年度別事業費					合計
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
1 地域の中で支えあう福祉のまち	128	198	1,028	1,438	847	3,437
(1) 福祉施策の充実	19	28	661	850	369	1,717
(2) 健康の保持・増進	22	33	15	15	15	100
(3) 住環境の改善	87	137	360	773	263	1,620
2 環境にやさしく美しいまち	3,383	838	1,621	2,427	1,869	10,138
(1) 公緑化の推進	3,380	834	862	1,818	1,810	8,341
(2) 民有緑地化の推進	0	1	10	10	10	31
(3) 緑地対策の充実	9	20	0	0	0	29
(4) こみの減産化・資源化	14	14	1,059	802	49	1,738
3 若者を育てるまち	3,182	1,741	738	1,788	2,718	10,152
(1) 学校教育の充実	3,182	1,741	738	1,788	2,718	10,152
(2) 社会教育・生涯学習の充実	0	0	0	0	0	0
4 安全で快適なまち	2,150	3,487	4,252	3,780	434	14,383
(1) 道路の整備	1,415	593	157	206	173	2,513
(2) 教育自転車対策	0	0	389	20	13	422
(3) 公共交通の拡充	128	125	125	125	125	528
(4) 駅前周辺の整備	211	2,480	2,729	2,734	0	8,144
(5) 庁舎整備	284	232	117	117	19	769
(6) 防災対策の充実	102	65	531	223	73	994
(7) スポーツ施設の整備	9	22	504	366	21	822
5 きまぎれな産業が育つまち	34	10	10	10	10	64
(1) 商工業・農業の育成	34	10	10	10	10	64
6 市民が参加する活力あるまち	792	520	428	431	448	2,519
(1) 市民との協働および支援	1	0	0	0	0	1
(2) 市民参加の推進と情報の公開	445	483	396	398	416	2,138
(3) 女性の自立と社会参加	29	18	14	14	14	89
(4) はなユニティの形成	317	18	18	18	18	391
計 総事業費合計	9,639	8,788	8,373	9,881	6,116	40,804